

# 特別養護老人ホーム梅香苑料金表

《介護老人福祉施設入所者生活介護》

令和3年8月1日～

## ①基本サービス費

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日額	573	641	712	780	847
月額（30日）	17,190	19,230	21,360	23,400	25,410

## ②1.全員に算定する加算

加算名	日額	月額（30日）	算定要件
日常生活継続支援加算	36	1,080	介護福祉士資格を有する職員の手厚い配置等
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	12	360	看護職員を基準以上配置
個別機能訓練加算Ⅰ	12	360	個別計画による機能訓練の実施
個別機能訓練加算Ⅱ		20	個別計画を厚生労働省に提出し実施活用する
口腔衛生管理加算Ⅱ		110	日常的な口腔ケアの計画を厚生労働省に提出し実施活用する
褥瘡マネジメント加算Ⅰ		3	入所者毎に褥瘡ケア計画を作成し実施する
科学的介護推進体制加算Ⅱ		50	利用者の介護に関する状況を厚生労働省に報告
算定する自己負担の合計		903	

## ②2.全員に算定する加算

加算名	内容	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.3%	介護職員への処遇改善の取り組み等を実施
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の2.7%	
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	令和3年9月30日まで上乗せ

## ③個別に算定する加算

加算名	日額	月額	算定要件
外泊時加算	246	1,476	外泊・入院時に1月に6日を限度として算定
初期加算	30	900	新規入所・入院後再入所時に30日間算定
療養食加算	18	540	医師の指示による特別食（1日に6単位・3回まで）
安全対策体制加算		20	入所初日に限り1回算定
看取り加算Ⅰ1	72	1,080	死亡日以前31日以上45日以下
看取り加算Ⅰ2	144	3,888	死亡日以前4日以上30日以下
看取り加算Ⅰ3	680	1,360	死亡日以前2日又は3日
看取り加算Ⅰ4	1,280	1,280	死亡日

※1単位10円で計算

※上記金額は、負担割合1割で計算しています。

## ④保険外の費用（1日あたり）

	基準費用	所得段階による軽減措置			
	第4段階	第3段階-2	第3段階-1	第2段階	第1段階
食費	1,445	1,360	650	390	300
居住費（多床室）	855	370	370	370	0
保険外の費用1ヶ月（30日）の合計	69,000	51,900	30,600	22,800	9,000

# 梅香苑ショートステイ料金表

《併設型短期入所生活介護》

令和3年8月1日～

## ①基本サービス費

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日額	596	665	737	806	874

## ②1.全員に算定する加算

加算名	日額	算定要件
機能訓練体制加算	12	機能訓練指導員の職務に従事する職員を1名以上配置
個別機能訓練加算	56	機能訓練指導員による個別計画に基づく機能訓練の実施
サービス提供体制加算Ⅱ	18	介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上

## ②2.全員に算定する加算

加算名	内容	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.3%	介護職員への処遇改善の取り組み等を実施
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の2.7%	
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	令和3年9月30日まで上乗せ

## ③個別に算定する加算

加算名	日額	算定要件
送迎加算（片道）	184	利用時の送迎を行った場合
送迎加算（往復）	368	
緊急短期入所受入加算	90	緊急的に利用を受入れた時（14日を限度として）
療養食加算	18	医師の指示による特別食（1日に6単位・3回まで）

※1単位10円で計算

※上記金額は、負担割合1割で計算しています。

## ④保険外の費用（1日あたり）

	基準費用	所得段階による軽減措置			
	第4段階	第3段階-2	第3段階-1	第2段階	第1段階
食費	1,445	1,300	1,000	600	300
居住費（多床室）	855	370	370	370	0

## ★利用料の合計（1日送迎あり）第4段階の場合

介護度	基本+加算	送迎往復	処遇・特定・コロナ	食費+居住費	合計
要介護1	682	368	117	2,300	3,467
要介護2	751	368	125	2,300	3,544
要介護3	823	368	133	2,300	3,624
要介護4	892	368	140	2,300	3,700
要介護5	960	368	148	2,300	3,776

# 梅香苑予防ショートステイ料金表

《併設型介護予防短期入所生活介護》

令和3年8月1日～

## ①基本サービス費

	要支援1	要支援2
日額	446	555

## ②1.全員に算定する加算

加算名	日額	算定要件
機能訓練体制加算	12	機能訓練指導員の職務に従事する職員を1名以上配置
個別機能訓練加算	56	機能訓練指導員による個別計画に基づく機能訓練の実施
サービス提供体制加算Ⅱ	18	介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上

## ②2.全員に算定する加算

加算名	内容	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.3%	介護職員への処遇改善の取り組み等を実施
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の2.7%	
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	令和3年9月30日まで上乗せ

## ③個別に算定する加算

加算名	日額	算定要件
送迎加算（片道）	184	利用時の送迎を行った場合
送迎加算（往復）	368	
療養食加算	18	医師の指示による特別食（1日に6単位・3回まで）

※1単位10円で計算

※上記金額は、負担割合1割で計算しています。

## ④保険外の費用（1日あたり）

	基準費用	所得段階による軽減措置			
		第4段階	第3段階-2	第3段階-1	第2段階
食費	1,445	1,300	1,000	600	300
居住費（多床室）	855	370	370	370	0

## ★利用料の合計（1日あたり）第4段階の場合

介護度	基本+加算	送迎往復	処遇・特定・コロナ	食費+居住費	合計
要支援1	532	368	100	2,300	3,300
要支援2	641	368	112	2,300	3,421

# 梅香苑デイサービスセンター料金表

《通常規模型通所介護》

令和3年8月1日～

## ①基本サービス費

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日額	581	686	792	897	1,003

## ②1.全員に算定する加算

加算名	日額	月額	算定要件
※個別機能訓練加算Ⅰ1	56		個別計画による機能訓練の実施
※個別機能訓練加算Ⅰ2	85		サービス提供時間帯を通して理学療法士を1名以上配置
個別機能訓練加算Ⅱ		20	個別機能計画を厚生労働省に提出し実施活用する
科学的介護推進加算		40	利用者の介護に関する状況を厚生労働省に提出
サービス提供体制加算Ⅲ	6		介護職員のうち介護福祉士の割合が40%以上

※個別機能訓練加算はその日の職員配置によりどちらか1つを算定

## ②2.全員に算定する加算

加算名	内容	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の5.9%	介護職員への処遇改善の取り組み等を実施
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の1.0%	
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	令和3年9月30日まで上乗せ

## ③個別に算定する加算

加算名	日額	算定要件
入浴介助加算Ⅰ	40	入浴介助を行った場合
送迎減算（片道）	△47	事業所が送迎を行わない場合
送迎減算（往復）	△94	

※1単位10円で計算

※上記金額は、負担割合1割で計算しています。

## ④保険外の費用（1日あたり）

食費（昼食）	420円	昼食代（おやつ代込み）
食費（夕食）	530円	延長サービス利用の場合

# 梅香苑デイ総合事業料金表

《介護予防・日常生活支援総合事業》

令和3年8月1日～

## ①基本サービス費

要介護度	単位	算定単位	要件
要支援1	1,672	1月につき	1月の中で4回以上利用
	384	1日につき	1月の中で4回まで
要支援2	3,428	1月につき	1月の中で8回以上利用
	395	1日につき	1月の中で5回から8回まで

## ②1.全員に算定する加算

加算名	項目	月額	算定要件
運動器機能向上加算		225	利用者の運動器機能向上に係る個別の計画書に基づくサービスを実施
サービス提供体制加算Ⅲ	要支援1	24	介護職員のうち介護福祉士の割合が40%以上
	要支援2	48	
科学的介護推進体制加算		40	利用者の介護に関する状況を厚生労働省に提出

## ②2.全員に算定する加算

加算名	内容	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の5.9%	介護職員への処遇改善の取り組み等を実施
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の1.0%	
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の0.1%	令和3年9月30日まで上乗せ

※1単位10円で計算

※上記金額は、負担割合1割で計算しています。

## ④保険外の費用 (1日あたり)

食費	420円	昼食代 (おやつ代込み)
----	------	--------------